

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 株式会社生田原振興公社の経営状況について
- 日程第 5 報告第 2 号 株式会社フォーレストパークの経営状況について
- 日程第 6 報告第 3 号 平成30年度遠軽町一般会計繰越明許費について
- 日程第 7 報告第 4 号 平成30年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 8 議案第 1 号 遠軽町名誉町民について
- 日程第 9 議案第 2 号 表彰について
- 日程第 10 議案第 3 号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 11 議案第 4 号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について
- 日程第 12 議案第 5 号 北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組合同約の変更について
- 日程第 13 議案第 6 号 消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理について
- 日程第 14 議案第 7 号 遠軽町税条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 8 号 遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 9 号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 10 号 遠軽町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 11 号 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 20 議案第 13 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 21 議案第 14 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 22 議案第 15 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 23 議案第 16 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 24 議案第 17 号 工事請負契約の締結について

- 日程第 25 議案第 18 号 工事請負契約の締結について
日程第 26 議案第 19 号 財産の取得について
日程第 27 議案第 20 号 財産の取得について
日程第 28 議案第 21 号 財産の取得について
日程第 29 議案第 22 号 財産の取得について
日程第 30 議案第 23 号 財産の取得について
日程第 31 議案第 24 号 令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 32 一般質問
-

令和元年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月18日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 株式会社フォーレストパークの経営状況について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 平成30年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 7 | 報告第 4号 | 平成30年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について |
| 日程第 8 | 議案第 1号 | 遠軽町名誉町民について |
| 日程第 9 | 議案第 2号 | 表彰について |
| 日程第10 | 議案第 3号 | 北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第11 | 議案第 4号 | 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について |
| 日程第12 | 議案第 5号 | 北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組合同約の変更について |
| 日程第13 | 議案第 6号 | 消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理について |
| 日程第14 | 議案第 7号 | 遠軽町税条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第 8号 | 遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第 9号 | 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第10号 | 遠軽町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |

《令和元年6月18日》

- 日程第 18 議案第 11 号 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 20 議案第 13 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 21 議案第 14 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 22 議案第 15 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 23 議案第 16 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 24 議案第 17 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 25 議案第 18 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 26 議案第 19 号 財産の取得について
- 日程第 27 議案第 20 号 財産の取得について
- 日程第 28 議案第 21 号 財産の取得について
- 日程第 29 議案第 22 号 財産の取得について
- 日程第 30 議案第 23 号 財産の取得について
- 日程第 31 議案第 24 号 令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）
-

◎出席議員（15名）

議長	16番	前田篤秀君	13番	黒坂貴行君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	14番	岩澤武征君		

◎欠席議員（1名）

15番 今村則康君

◎列席者

町長 佐々木修一君 教育長 河原英男君

◎説明員

副町長 厂原收君 総務部長 加藤俊之君
民生部長 舟木淳次君 経済部長 澤口浩幸君
経済部技監 内野清一君 総務課長 鈴木浩君

《令和元年6月18日》

情報管財課長	古賀伸次君	企画課長	佐藤祐治君
財政課長	堀嶋英俊君	危機対策室参事	山地茂樹君
地域拠点施設準備室参事	今井昌幸君	保健福祉課長	平間敏春君
税務課長	荒井正教君	子育て支援課長	河本伸二君
農政林務課長	広瀬淳次君	商工観光課長	小椋将秀君
建設課長	井上隆広君	水道課長	大川寿雄君
生田原総合支所長	門脇和仁君	生田原総合支所産業課長	大辻祐一君
丸瀬布総合支所長	会津靖朗君	丸瀬布総合支所産業課長	伊藤雅彦君
白滝総合支所長	鴻上栄治君	会計管理者	伯谷和昭君
教育部長	大貫雅英君	総務課長	村上裕和君
社会教育課長	小野寺正彦君	監査委員事務局長	奥山隆男君
選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君	農業委員会事務局長	広瀬淳次君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	菊地隆君	事務局係長	小玉美紀子君
事務局主幹	岩井誠志君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和元年第4回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（菊地 隆君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。

なお、今村議員より、欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成30年度及び平成31年度例月出納検査の結果、平成30年度教育委員会点検・評価報告書、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第32までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、山谷議員、11番佐藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○1番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和元年第4回遠軽町議会定例会の会期につきましては、6月13日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月21日までの4日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月19日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月21日までの4日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月21日までの4日間と決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和元年第4回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和元年第3回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

まず、JR問題の主な動きについてであります。JR北海道に対する支援の地元負担のあり方について、北海道と沿線自治体が協議を進めてきた結果、このたび北海道から提案がありました。

このJR北海道に対する支援につきましては、国や道、JR、市長会、町村会からなる関係者会議において、今年度から2カ年で利用促進に資する投資的経費に対する緊急的かつ臨時的な地域独自の支援を行う必要性が確認されたことにより、道と沿線市町村等による協議が進められ、それぞれが一体となった支援について、合意に達したことから、必要な予算の確保について提案があったところであります。

なお、この提案につきましては、5月30日のオホーツク圏活性化期成会石北本線部会で同意されましたが、各路線の負担額や各市町村の負担額につきましては、北海道議会の議決後、改めて御報告をさせていただきます。

また、今年度における遠軽町石北本線利用促進協議会の取り組みにつきましては、6月26日に本町出身の漫画家安彦良和氏を特別ゲストとして招き、石北本線維持に関するフォーラムを開催するほか、団体利用促進助成事業及び町外者利用促進助成事業を実施す

《令和元年6月18日》

るとともに、昨年度に引き続き、特急列車での車内販売を行い、石北本線の利用促進を図ってまいります。

次に、「瀬戸瀬小学校の今後のあり方」についてであります。瀬戸瀬小学校は、近年の児童数の減少によって生じる課題に対して、保護者が中心になり、さまざまな検討がされてきた中で、瀬戸瀬地域の各団体の長並びに地域住民の皆様とも協議を重ねてきました。

その結果、児童数の減少、校舎の耐久性、児童の安全等を総合的に判断し、児童にとってよりよい環境での学校生活を考えたとき、令和2年度末をもって閉校するという結論に至りました。

町といたしましては、この決定を尊重し、今後、具体的な手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、6月4日に実施しました遠軽町災害対策本部図上訓練についてであります。今年度は台風の接近に伴う豪雨による災害を想定し、災害発生時の初動対応から関係機関と連携した災害対処について、訓練を行ったところであります。

訓練には、自衛隊、網走開発建設部、北海道、警察及び消防等の関係機関に参加していただき、災害時における職員の対処能力の向上を図ったところであります。

今後も、関係機関と連携し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、観光についてであります。5月19日に芝ざくら観賞会「花・満腹ひろば」、6月9日には「まるせっぷ藤まつり」が開催されました。

両イベントとも、多くの町民並びに観光客の方々が訪れ、大いに賑わいを見せておりました。

各イベントを主催された実行委員会を初め、御協力をいただきました関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について、御説明申し上げます。

報告第1号及び報告第2号については、株式会社生田原振興公社及び株式会社フォーレストパークの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第3号平成30年度遠軽町一般会計繰越明許費については、平成30年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第4号平成30年度遠軽町下水道事業会計予算の繰り越しについては、平成30年度遠軽町下水道事業会計予算の支出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものです。

議案第1号遠軽町名誉町民については、元北海道知事の堀達也氏を遠軽町名誉町民としたいので、遠軽町名誉町民条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第2号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、

議会の議決を求めるものです。

議案第 3 号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について、議案第 4 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について、議案第 5 号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組合同約の変更については、各組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 6 号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理については、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、関係条例の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第 7 号遠軽町税条例の一部改正については、軽自動車税の環境性能割の減免及び非課税の特例を北海道における自動車税の環境性能割の例によるものとするため、本条例を定めるものです。

議案第 8 号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正については、社会情勢の変化に伴い、入浴料を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第 9 号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、空き店舗等活用支援事業の実施に伴い、制限措置の対象となる行政サービス等に追加するため、本条例を定めるものです。

議案第 10 号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等による連携施設の確保の緩和及び食事の提供等の経過措置を延長するため、本条例を定めるものです。

議案第 11 号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に指定都市の長が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者を追加するため、本条例を定めるものです。

議案第 12 号から議案第 18 号までの工事請負契約の締結については、令和元・2 年度（仮称）えんがる町民センター建設工事の建築主体、給排水設備、空調設備その 1 及びその 2、電気設備、舞台設備並びに令和元・2 年度防災行政無線移動系設備デジタル化整備工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第 19 号から議案第 23 号までの財産の取得については、除雪グレーダ及び道の駅遠軽森のオホーツクの備品の購入について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 24 号令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）の主なものについて、御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、町債等を補正するもので

《令和元年 6 月 18 日》

す。

歳出については、寄附者の御意思に添った基金への積み立て、遠軽町名誉町民の顕彰に係る経費、地球温暖化対策の普及に係る経費、プレミアム付商品券事業に係る経費、認定こども園等施設整備事業補助金、健康管理システム改修業務委託料、風しん抗体検査及び予防接種に係る委託料、遠軽道の駅建設工事に係る経費、ロックバレースキー場送水管布設工事に係る経費、奨学資金貸付基金繰出金等を計上したところです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

なお、工事請負契約の変更契約の締結について、追加提案を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、次のとおり御報告いたします。

別紙1が第28期（平成30年度）事業報告書、別紙2が第29期（令和元年度）の事業計画書であります。

それでは別紙1、第28期（平成30年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までです。

1ページをお開き願います。

1、事業全般の状況につきまして、記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

1ページ下段、振興公社の運営状況についてでございます。

入浴利用状況につきましては、ペアの日、各種セット券など着実に浸透し、ポイントカード、年間パスポート等によりリピーターの確保に努めました。

年間の利用実績といたしましては、6万2,136人となり、前期と比較いたしまして2,823人の増加となっております。

1ページから2ページにかけては、宿泊利用の状況についてであります。じゃらん、自社ホームページなどインターネットを利用した営業を実施し、インターネットを利用した宿泊は伸びておりますが、総体といたしまして年間利用実績は1万55人となりました。前期と比較いたしまして、776人の減となりました。

《令和元年6月18日》

また、繁忙期には、お客様の御了解を得て、研修室での宿泊など積極的な集客活動に努めてまいりました。

続きまして、レストラン利用状況についてであります。地元食材を利用しましたメニュー、各種フェア、イベントを行い、利用者から好評をいただいておりますが、年間利用実績4万5,682人となりまして、前期と比較いたしまして、1,837人の減少となっております。

次に、ちゃちゃワールド利用状況につきましては、来館者促進を図るため、イベント・企画展を開催し、旅行代理店への営業を積極的に行っておりますが、年間の有料による利用実績は1万7,651人となり、前期と比較いたしまして、168人の減少となりました。

売店売上等につきましては、地元食材を利用した乾燥うどんの製造販売、地元農家が加工した冷凍かぼちゃの販売など地場製品の販売促進に努めてまいりました。従来からソフトクリームミックス、木の砂場など積極的な営業活動を行い、販売拡大に努めてまいりました。

結果といたしまして3,260万円となり、前期と比較いたしまして、142万円の増となっております。

3ページをごらん願います。

一般管理費につきましては、売電会社の見直しなど経費削減に努めましたが、繁忙期の臨時職員の雇用、燃料価格の高騰などにより、ホテル、レストラン、ちゃちゃワールドの各部門合計1億8,784万円となり、前期と比較いたしまして、444万円増加いたしました。

総体の売上といたしまして、2億3,935万円、経常利益はマイナス30万円となり、増収減益となりました。

年間の集客数は、レストランを含めたホテルノースキングが延べ11万7,800人、ちゃちゃワールドが1万7,600人、合わせて13万5,400人の集客となりました。

以下、役員会等、2、会社の概要。4ページは株式の状況、取締役及び監査役の名簿、従業員の状況。5ページにつきましては株主名簿。6ページにつきましては宿泊者、入浴者、レストラン利用者の実績及びちゃちゃワールドの入館実績ですので、お目通しをお願いいたします。

次に、7ページをお開き願います。

貸借対照表につきましては、資産の部より御説明いたします。

流動資産につきましては、現金及び預金から立替金まで合わせまして5,270万716円。

固定資産は、有形固定資産の建物及び車両運搬具合わせまして19万9,951円、無形固定資産は電話加入権で22万6,408円、投資等は、出資金の1万円で、資産合計は5,313万7,075円であります。

《令和元年6月18日》

次に、負債の部についてであります。流動負債は買掛金から納税引当金まで合わせまして2,081万1,942円で、固定負債は長期借入金が368万円であり、負債合計は2,449万1,942円であります。

次に、純資産の部についてであります。株主資本につきましては資本金3,000万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス305万4,867円、純資産合計は2,864万5,133円であります。

これによりまして、負債、純資産の合計は、資産合計と同額の5,313万7,075円であります。

8ページをごらん願います。

8ページ、9ページは損益計算書であります。損益計算書の8ページにつきまして御説明をいたします。

純売上高は売上で2億3,934万7,828円、売上原価は期首棚卸高に仕入を加えまして、期末棚卸高を差し引いた5,255万1,953円で、売上高から売上原価を差し引きました売上総利益は、1億8,679万5,875円であります。

次に、販売費及び一般管理費は、職員給与手当から9ページの雑費まで合わせまして1億8,783万7,788円で、売上総利益からこの金額を差し引きました営業利益は、マイナス104万1,913円であります。

営業外収益は、受取利息から住宅家賃収入まで合わせまして85万3,125円であり、営業外費用は支払利息の11万68円となっております。営業利益に営業外収益を加算し、営業外費用を減じ、経営利益はマイナス29万8,856円であります。

税引前当期純利益は、マイナス29万8,856円に法人税等充当額20万6,000円を加えました当期純利益はマイナス50万4,856円であります。

なお、11ページには損益計算書売上明細を参考として記載されておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、10ページをごらんいただきたいと思っております。

株主資本等変動計算書につきまして、御説明いたします。

資本金の当期首残高は3,000万円、利益準備金170万円については変動ありませんので、当期末残高と同額であります。その他利益剰余金の繰越利益剰余金は、当期首残高マイナス255万111円、当期純損益金が50万4,856円でありますので、当期末残高はマイナス305万4,867円となります。

以上により、株主資本合計は2,864万5,133円となり、純資産合計も同額となっております。

続きまして、12ページをごらん願います。

監査報告書につきましては、記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

振興公社からは今期の損益の出た要因といたしまして、海外情勢によります燃料費の高騰、加えて、胆振東部地震によります全道的なブラックアウトなど自然災害の影響による

個人消費の低迷、清掃料、委託料の増加などによるものと分析しております。

続きまして、別紙2、第29期（令和元年度）事業計画書について御説明いたします。
事業期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

株式会社生田原振興公社の事業方針であります。

ノースキングにつきましては、指定管理者協定書に基づき、利用促進とサービス向上に努めてまいります。

ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託しております。

また、観光協会などの団体と協力し、地場製品の販売促進に努めてまいります。

以下、事業方針については、1ページ中段より2ページにかけまして記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

3ページをお開き願います。

令和元年度の収支計画書について、御説明いたします。

まず、収入についてであります。売上は入浴売上から受取委託料まで2億4,739万4,000円を見込んでおります。

営業外収益は、住宅家賃収入と雑収入で65万6,000円を見込み、収入合計2億4,805万円を見込む計画となっております。

4ページをごらん願います。

次に、支出についてであります。仕入は5,042万円、販売費及び一般管理費は、職員給料手当から旅費交通費までの人件費が8,403万円、水道光熱費から減価償却費までの維持物件費が9,289万円。

5ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

交際費から手数料までの諸費計が1,648万円を見込みまして、販売費及び一般管理費計は1億9,340万円であります。

営業外費用は支払利息の11万円、利益見込額は412万円、支出合計は収入合計と同額の2億4,805万円を見込む計画となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況について、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

高橋議員。

○1番（高橋義詔君） 3点お伺いします。

この会社の取締役及び監査役、7人いますけれども、常勤、非常勤の別を教えてください。

それから、もう1点なのですが、株主名簿見ますと、25人もいらっしゃるのですが、これ多分、設立当時から25人いると思うのですけれども、もうそろそろ少し整理されたほうがいいのではないかなというふうに思うのですよ。かなり高齢の方もいらっしゃるようですし、その辺の株主の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

《令和元年6月18日》

最後になりますが、去年もこういう話したかもしれませんが、売上の合計が2億3,000万円となっていますけれども、委託料が約5,000万円がそこに入っているのですけれども、委託料というのは売上でいいのかというの、これ多分去年もそんな話をしたと思うのですけれども、その辺のところの考え方ももう一度ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まずは別紙1の4ページに記載されています取締役、監査役についてであります。常勤につきましては上のほうから代表取締役社長杉本一幸さん、それと下から3段目の取締役伊藤浩二さん、このお二方が常勤で、ほかにつきましては非常勤ということになります。

株主についてのお尋ねでありますけれども、5ページの株主名簿の方々でありますけれども、亡くなられた方につきましては株券を相続するという形で計上されております。ですから、整理というような話でありますけれども、株券については相続対象物件でもありますので、その辺については、どうするかという部分につきましては、公社のほうにちょっと相談してみたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

3点目の、11ページに記載されております売上の明細の中に受取委託料が入るのがどうなのかという御質問でありますけれども、これにつきましては税理士のほうと公社のほうで相談して整理しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○1番（高橋義詔君） わかりました。

非常に細かくて申しわけないのですけれども、4ページの上のエ、株主名簿、別紙のとおり「P6」になってますので、そこだけ訂正をしてください。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 申しわけございません。

これは「P5」の間違いですので、御訂正をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 事業報告のほうの3ページ、単純な質問なのですが、年間集客数というのがあるのですが、合わせて13万5,000円、これはことしの数字ですよね。昨年との比較でどのくらいになっているか。合計数の比較というか、それだけ教えてください。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 6ページのほうに宿泊実績含めて、入浴者、

それからちゃちゃワールドの入館者まで29年との対比を書いておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

ちょっと今、その辺のところを計算いたしますけれども、そちらのほう御参考に見ていただければと思います。（「数字教えていただけるのですよね、今」と呼ぶ者あり）今、少し時間いただければ計算させていただきます。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 手元にちょっと計算機がないのであれなのですが、前のページと足すと、10万7,000円くらいにならないのですけれども。もっとほかに何か数字があるのですか。10万円が正しい数字であれば、個々のやつはそれぞれわかりましたけれども、合わせたら結構な減になってるのです。それがちょっと心配なのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 申しわけありませんが、ちょっと語尾のほう聞き取れなかったので、いま一度お願いします。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） それぞれ数字書いてあるのですが、それを単純に足すと10万7,000円くらいにならないので、それであれば年間集客数3ページに載っている13万5,000円という数字と比較するとかなり減っているのです、その辺がちょっと心配ですというところです。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 私の手持ちの資料で申しわけありませんが、平成28年につきましては、ノースキングの入浴者、宿泊者、レストラン、それからちゃちゃワールドのところを計算いたしますと13万2,130人、平成29年においては13万5,480人という形になります。平成30年においては13万5,000人という形になりますので、御報告させていただきます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

稲場議員。

○2番（稲場仁子君） 今年度の決算の中身と来年の事業計画書の相違の点について若干お聞きしたいのですが、まず、職員給料手当が600万円くらい減ってるのに対し、役員報酬が200万円ほど上がっている、この辺のちょっと内訳というか事情をまず1点お聞きしたいのと、もう1点、委託料については先ほど軽く言及されていましたが、委託料が非常にふえている。この内訳とふえている理由と同時に修繕費についても今期110万円くらい増加を見込んでいるのですけれども、その内容についてお聞きいたします。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの御質問に答えさせていただきます

す。

平成30年実績と、それから令和元年度の予定のところの比較といたしまして、報酬のところと給与手当というところでの御質問かと思いますが、報酬につきましては、今年の6月から伊藤浩二さんが職員から役員のほうに移ったということで、10カ月分ほど役員報酬のほうで払っています。令和元年度につきましては、12カ月分、報酬のほうで払うということですので、その差ということで御理解いただきたいと思います。

2点目の委託料の関係でありますけれども、本年度から指定管理料を改めて結び直しまして、委託料のほうが変わっておりますので、その分がふえております。

それと3点目の修繕料につきましては、平成30年度の事業計画と令和元年度の事業計画、これにつきましては同額の計画をしております。ですが、平成30年の実績につきましては、239万円という形になりますので、これについては、計画としては昨年度の計画と同額ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○5番（稲場仁子君） 委託料なんですけれども、今おっしゃったのは町から入る委託料のことですよね。私がお聞きしてるのは、支出のほうの、施設維持管理業務委託のほうなんですけれども、こちらがパーセントにするとかなりふえているので、その理由をお知らせください。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 大変失礼いたしました。

支払いの委託料につきましては、一番大きいのが清掃委託料でございまして、今年の11月、12月に委託料の値上げをしたいということで、相手側から申し入れがあったところでもありますけれども、それに合わせまして4社の見積もり合わせを行いまして、最低の入札者と今回4月1日から契約したということでありますので、一番大きい清掃委託料については、実績といたしますか、契約に基づいての変更であります。御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号株式会社フォーレストパークの経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 報告第2号株式会社フォーレストパークの経営状況について

て、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社フォーレストパークの経営状況を報告いたします。

次のページをお開き願います。

別紙の第24期（平成30年度）事業報告書を報告いたします。

事業期間につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までです。

1ページをお開き願います。

平成30年度事業報告につきましては、読み上げて報告といたします。

平成30年度は、12月8日から人工降雪作業を開始し、ゲレンデコースの準備を進め、平成31年1月1日にオープンをし、平成31年3月17日をもって営業を終了しました。

シーズンの状況につきましては早期オープンを目指しておりましたが、12月、1月と降雪が少なく十分な積雪が得られず、また人工降雪は気温の状況の影響もあり、2月上旬までの作業を余儀なくされるなど過去に例のない始まりとなり、さらに全面オープンが2月上旬と大幅におくれるなど集客にも多大な影響が出ました。

その後も暴風や雨などの悪天候により、営業停止及び営業中止に見舞われ、積雪は65センチ（ゲレンデ積雪25から30センチ程）と、昨年を下回る過去最低の積雪で厳しい状況の中での営業でした。

コースの積雪が整わなかったことでオープンがおくれ、団体等の集客にも大きな影響が出ましたが、3月に開催された「FISファーストカップ2019」遠軽信用金庫杯、デサントカップ及びアトミックカップが4日間にわたり開催され、休日を挟んだこともあり、遠軽の一大イベントとして賑わいを見せ、今後の遠軽町の宣伝効果及び経済効果とともに、これからの来場につながるよい結果を得ることができました。

昭和47年12月のロックバレースキー場の開設以来、紆余曲折を経まして、平成7年10月から24期にわたり当社が運営してまいりましたが、今年度末をもって解散し、新たな指定管理団体へ引き継ぐこととなります。

これまで御支援いただきました遠軽町を初め関係団体、関係各位の皆様には感謝とお礼を申し上げる次第です。

長きにわたり大変お世話になりました。ありがとうございました。

次に、営業実績概要です。

営業期間、平成31年1月1日から平成31年3月17日。営業日数76日、前年比17日減。リフト利用者数13万1,399人、前年比5万2,516人減、71.4%。売上高1,631万3,940円、前年比491万7,770円減、76.8%でございます。

平成30年度売上実績表は別表第1のとおりです。

売上実績表につきましては、2ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

3ページにつきましては、株主名簿及び役員名簿ですので、お目通しをお願いいたします。

《令和元年6月18日》

す。

次に、4ページをお開き願います。4ページは貸借対照表です。

資産の部につきましては、流動資産として現金・預金、未収入金で791万3,002円、固定資産は投資その他資産の6万500円で、資産の部の合計は797万3,502円であります。

次に、負債の部につきましては、流動負債は未払金、預り金、未払法人税等、未払消費税等を合わせまして473万999円で、負債の部の合計も同額であります。

純資産の部につきましては、株主資本は資本金、利益剰余金を合わせて324万2,503円で、純資産の部合計も同額であります。

これによりまして、負債及び純資産の部の合計は797万3,502円となり、資産の部合計と同額となります。

次に、5ページの損益計算書について御説明いたします。

売上高につきましては、1,631万3,940円に加え、業務受託料、こちら町からの指定管理料、3月の補正額合わせまして4,663万3,000円の合計6,294万6,940円であり、売上原価は当期の仕入高46万8,794円を差し引きまして、売上総利益は6,247万8,146円となります。

販売費及び一般管理費は、6ページの表の総額6,162万8,758円を要しておりますので、営業利益は84万9,388円となります。

営業外収益は、受取利息から雑収入までの合計93万4,203円、営業外費用として雑損失、こちらにつきましては電話加入権等を損失としております。28万1,609円を計上しまして、これによりまして経常利益は営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引きしました150万1,982円となります。

この経常利益から法人税、住民税及び事業税が25万7,500円を差し引きしました当期純利益は124万4,482円となっております。

6ページは、販売費及び一般管理費で、記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、7ページの株主資本等変動計算書について御説明いたします。

株主資本の内訳ですが、資本金は前期末資本金が8,000万円で、当期変動額がありませんので、8,000万円が当期末残高となります。

次の利益剰余金ですが、繰越利益剰余金の当期変動額は、当期純利益が124万4,482円で、前期末残高がマイナス7,800万1,979円でありますので、当期末残高はマイナス7,675万7,497円となります。

株主資本の合計は、資本金8,000万円から利益剰余金の当期末残高を差し引きしました324万2,503円となり、純資産の合計も同額となります。

8ページをお開き願います。

8ページの監査報告書につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願い

いたします。

なお、株式会社フォーレストパークは本年3月31日をもって事業を終了し、現在解散に向けまして清算手続中でございます。最終的な整理を進めてございます。清算登記を7月中に予定しておりまして、清算終了の結果につきましては、8月ごろをめどに各常任委員会にて御報告をさせていただきたいと思っております。

以上、株式会社フォーレストパークの経営状況についての説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号株式会社フォーレストパークの経営状況についてを終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 報告第3号平成30年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 報告第3号平成30年度遠軽町一般会計繰越明許費について、説明いたします。

平成30年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページをお開き願います。

平成30年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書について、説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、プレミアム付商品券事業につきましては、194万1,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金194万1,000円です。

4款衛生費1項保健衛生費、上武利地区給水施設配水池等増設事業につきましては、1億8,583万6,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は地方債1億8,580万円です。一般財源は3万6,000円です。

6款農林水産業費1項農業費、畜産担い手育成総合整備事業につきましては、1,160万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は、国道支出金300万円、その他760万円、一般財源は100万円です。

畜産・酪農収益力強化整備特別対策事業につきましては、2億1,243万9,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は、国道支出金2億1,243万9,000円です。

《令和元年6月18日》

安国地区道営土地改良事業につきましては、1,037万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は、地方債850万円、一般財源は187万円です。

道営草地整備事業につきましては、1,200万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は地方債1,200万円です。

7款商工費1項商工費、ロックバレースキー場リフト更新事業につきましては、5億5,928万2,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は地方債5億5,920万円、一般財源は8万2,000円です。

道の駅遠軽森のオホーツク足湯施設整備事業につきましては、5,000万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金2,500万円、地方債2,500万円です。

8款土木費4項都市計画費、地籍整備事業につきましては、3,163万4,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金2,436万円、一般財源727万4,000円です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第3号平成30年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 報告第4号平成30年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 報告第4号平成30年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について、御説明いたします。

平成30年度遠軽町下水道事業会計予算の支出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

平成30年度遠軽町下水道事業会計予算繰越計算書であります。

翌年度繰越額6,100万円の繰り越しは、平成30年度の公共下水道工事において、下水道事業交付金の削減による事業の縮小を最小限に抑えるため、執行残となっている交付金全てを活用した事業を進めた中で、道路管理者等との協議に期間を要し、年度内の事

業完了が見込めなくなった工事を翌年度に繰り越したものであります。

財源内訳につきましては、企業債が3,510万円、国庫補助金が2,580万円、損益勘定留保資金が10万円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第4号平成30年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越についてを終わります。

◎日程第8 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第1号遠軽町名誉町民についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 議案第1号遠軽町名誉町民について説明いたします。

次の方を遠軽町名誉町民といたしたく、遠軽町名誉町民条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

住所、札幌市中央区北1条西26丁目5番1-1506号、氏名、堀達也氏、生年月日、昭和10年11月22日であります。

堀氏は遠軽町出身で、北海道知事を2期8年間歴任し、広く社会文化の交流に貢献し、町民が郷土の誇りとし、かつ、深く尊敬に値すると認められる方でありますので、ここに提案をするものであります。

なお、御本人の履歴事項については、次のページの別紙を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号遠軽町名誉町民についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第2号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第2号表彰について説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて議会の議決を求めるものがあります。

遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当します社会功労といたしまして、奨学資金貸付資金として300万円、バストス市交流資金として100万円、合わせて400万円の御寄附をいただきました、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組様であります。

以上、1件の法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき、表彰いたしたく提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号から日程第12 議案第5号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第3号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第11 議案第4号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第12 議案第5号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上3件は関連がありますので一括して議題とします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第3号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について説明いたします。

北海道市町村職員退職手当組合から、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び

池北三町行政事務組合が脱退すること及び規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

3団体につきましては、いずれも解散により脱退するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約であります。変更の内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別表(2)空知管内の項中「北空知葬斎組合」を削ります。

日高管内の項中「日高地区交通災害共済組合」を削ります。

十勝管内の項中「池北三町行政事務組合」を削ります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

次に、議案第4号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、説明いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合から池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合及び北空知葬斎組合が脱退すること及び規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

4団体につきましては、いずれも解散により脱退するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約であります。変更の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別表第1中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」、「北空知葬斎組合」を削ります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

次に、議案第5号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組合理約の変更について、説明いたします。

北海道市町村総合事務組合から北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が脱退すること及び規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

3団体につきましては、いずれも解散により脱退するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村総合事務組規約の一部を変更する規約であります。変更の内容につきましては、新旧対照表で説明をいたしますので、次のページをお開き願います。

別表第1空知総合振興局の項中「(33)」を「(32)」に改め、「北空知葬斎組合」を削ります。

日高振興局の項中「(16)」を「(15)」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削ります。

十勝総合振興局の項中「(24)」を「(23)」に改め、「池北三町行政事務組合」を削ります。

別表第2、9の項中「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「池北三町行政事務組合」を削ります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決いたします。

採決は上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第3号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時20分まで暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時19分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第6号

○議長(前田篤秀君) 日程第13 議案第6号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長(大川寿雄君) 議案第6号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について、御説明いたします。

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い関係条例の規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例でありまして、改正の内容は参考資料、各条例の新旧対照表により御説明いたします。

次のページの参考資料をお開き願います。

初めに、第1条関係、遠軽町飲料水供給施設給水条例第3条中「100分の108(消費税及び地方消費税)を乗じて得た」を「消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した」に改めるものであります。

次に、第2条関係、遠軽町水道事業給水条例第26条第1項中「100分の108（消費税及び地方消費税）を乗じて得た」を「消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した」に改めるものであります。

次に、第3条関係、遠軽町個別排水処理施設条例第12条第1項中「100分の108（消費税及び地方消費税）を乗じて得た」を「消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した」に改めるものであります。

次のページをお開き願います。

第4条関係、遠軽町公共下水道条例第17条第1項中「100分の108（消費税及び地方消費税）を乗じて得た」を「消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した」に改めるものであります。

最後に第5条関係、遠軽町町営住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例第7条第1項中「100分の108（消費税及び地方消費税）を乗じて得た」を「消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した」に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第7号遠軽町税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

荒井税務課長。

○税務課長（荒井正教君） 議案第7号遠軽町税条例の一部改正について、御説明いたします。

本案は、軽自動車税の環境性能割の減免及び非課税の特例を北海道における自動車税の環境性能割の例によるものとするため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、参考資料、遠軽町税条例改正資料をお開き願います。

改正の内容は、附則の改正となり、アの軽自動車税の環境性能割の減免の特例につきましては、環境性能割の減免を北海道における自動車税の環境性能割の例により減免とするものです。

イの軽自動車税の環境性能割の非課税の特例については、条を追加し、①は、環境性能割の非課税となる軽自動車を北海道税条例で定める自動車に相当するものとして取り扱う事とするものです。②は、非課税の手続等を北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例とするものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第8号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 議案第8号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正について、御説明をいたします。

本案は、提案理由といたしまして、社会情勢の変化により、入浴料を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部を改正する条例です。改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、参

考資料をお開き願います。

遠軽町生田原コミュニティセンター条例第12条に規定する同条例別表第2のセンター入浴料金表中、入浴料大人「500円」を「600円」に、小人「300円」を「400円」に、岩盤浴1人1回「800円」を「1,000円」に、それぞれ改正するものです。

別紙にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものであります。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

高橋議員。

○1番（高橋義詔君） 入浴料の値上げということで、さっきの収支の計画書、令和元年の計画書では入浴売上が前年度実績103%ということになっています。これは、その時点ではこれでいいのですけれども、10月1日から値上げした場合に、この結果とは違うふうになると思うのですけれども、その場合、今年度の売り上げがどのくらい伸びる見込みなのかをお知らせください。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 値上げにつきましては、同施設の指定管理者制度を導入しておりますので、入浴料の額につきましても、条例に基づき、別紙2に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることとなっております。

この指定管理料の算定の際には、10月からこの提示いたしました金額で値上げするということで、指定管理料については計算しております。

入浴者数の減も加味されますことから、200から400万円程度の増額にはなろうかというふうに計算をしております。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第9号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に

関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井地域拠点施設準備室参事。

○**地域拠点施設準備室参事（今井昌幸君）** 議案第9号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

本案につきましては、空き店舗等活用支援事業の実施に伴い、制限措置の対象となる行政サービス等に追加するため、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページの参考資料をごらんください。

別表第2の改正といたしまして、補助金の項に掲げる行政サービス等の名称の欄の商業振興補助制度に関すること。の次に、「空き店舗等活用支援事業に関すること。」を加えるものでございます。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は令和元年7月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○**議長（前田篤秀君）** これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（前田篤秀君）** 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（前田篤秀君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

○**議長（前田篤秀君）** 日程第17 議案第10号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

河本子育て支援課長。

○**子育て支援課長（河本伸二君）** 議案第10号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明いたします。

本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保

育事業等による連携施設の確保の緩和及び食事の提供等の経過措置を延長するため、定めるものであります。

別紙をお開きください。

遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

次のページをお開きください。

第7条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

第4項、町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

第5項、前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

第1号、子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

第2号、法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの。

第17条第2項第4号中「乳幼児」を「利用乳幼児」に改め、「。附則第3項において同じ」を削る。

第38条第2号中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」を「子ども・子育て支援法」に改める。

第46条の次に、次の1項を加える。

第2項保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 議案第11号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

河本子育て支援課長。

○子育て支援課長（河本伸二君） 議案第11号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明いたします。

本条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に指定都市の長が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者を追加するため、定めるものであります。

別紙をお開きください。

遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

次のページをお開きください。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自法第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議長(前田篤秀君) 日程第19 議案第12号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長(古賀伸次君) 議案第12号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2年度(仮称)えんがる町民センター建設工事(建築主体)であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は30億7,659万円であります。

契約の相手方は、渡辺・管野・山口特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組代表取締役、渡辺博行、構成員、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組代表取締役社長、石井英治、構成員、遠軽町1条通南2丁目3番地6、株式会社山口産商代表取締役、山口正英であります。

この工事につきましては、6月7日、三共後藤・大同・丸尾特定建設工事共同企業体ほか3者による指名競争入札を行い、渡辺・管野・山口特定建設工事共同企業体が30億7,659万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表19番に記載をしておりますので、御参照願います。

渡辺・管野・山口特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、令和3年3月10日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

《令和元年6月18日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第13号

○議長(前田篤秀君) 日程第20 議案第13号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長(古賀伸次君) 議案第13号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2年度(仮称)えんがる町民センター建設工事(給排水設備)であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は1億9,800万円であります。

契約の相手方は、村井小泉・栄管特定建設工事共同企業体、代表者、北見市とん田西町212番地7、村井小泉建設株式会社代表取締役、小泉勝裕、構成員、遠軽町南町4丁目1番地55、栄管工業有限会社代表取締役、以西善一であります。

この工事につきましては、6月7日、村井小泉・栄管特定建設工事共同企業体ほか3者により指名競争入札を行い、村井小泉・栄管特定建設工事共同企業体が1億9,800万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表20番に記載をしておりますので、御参照願います。

村井小泉・栄管特定建設工事共同企業体とは同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、令和3年3月10日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 1 4 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 1 議案第 1 4 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第 1 4 号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2 年度（仮称）えんがる町民センター建設工事（空調設備）その 1 であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は 2 億 2,000 万円であります。契約の相手方は、吉崎・サトウ特定建設工事共同企業体、代表者、北見市北 4 条東 7 丁目 1 番地、株式会社吉崎工業所代表取締役社長、三浦樹美雄、構成員、遠軽町西町 2 丁目 8 番地、有限会社サトウ熱器代表取締役、佐藤好生であります。

この工事につきましては、6 月 7 日、村井小泉・栄管特定建設工事共同企業体ほか 3 者により指名競争入札を行い、吉崎・サトウ特定建設工事共同企業体が 2 億 2,000 万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配布しております建設工事等発注状況の一覧表 2 1 番に記載しておりますので、御参照願います。

吉崎・サトウ特定建設工事共同企業体とは同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、令和 3 年 3 月 10 日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 1 4 号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 1 5 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 2 議案第 1 5 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第 1 5 号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2 年度（仮称）えんがる町民センター建設工事（空調設備）その 2 であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は 3 億 5, 2 0 0 万円であります。

契約の相手方は、池田・三宮特定建設工事共同企業体、代表者、札幌市北区北 1 2 条西 3 丁目 1 番 1 0 号、池田煖房工業株式会社代表取締役社長、池田薫、構成員、遠軽町西町 1 丁目 4 番地 1 5、有限会社三宮商会代表取締役、三宮仁であります。

この工事につきましては、6 月 7 日、村井小泉・栄管特定建設工事共同企業体ほか 3 者により指名競争入札を行い、池田・三宮特定建設工事共同企業体が 3 億 5, 2 0 0 万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表 2 2 番に記載をしておりますので、御参照願います。

池田・三宮特定建設工事共同企業体とは同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、令和 3 年 3 月 1 0 日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 1 5 号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 議案第 1 6 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 3 議案第 1 6 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第 1 6 号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2 年度（仮称）えんがる町民センター建設工事（電気設備）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は 3 億 7, 3 4 5 万円であります。

契約の相手方は、北海・工藤特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町岩見通北 1 丁目 1 番地 2、北海電建株式会社代表取締役、福家貢、構成員、遠軽町西町 2 丁目 1 0 番地 3 1、株式会社工藤電機代表取締役、工藤英高であります。

この工事につきましては、6 月 7 日、エスケー・横井特定建設工事共同企業体ほか 3 者により指名競争入札を行い、北海・工藤特定建設工事共同企業体が 3 億 7, 3 4 5 万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表 2 3 番に記載をしておりますので、御参照願います。

北海・工藤特定建設工事共同企業体とは同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、令和 3 年 3 月 1 0 日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 1 6 号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 4 議案第 1 7 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 4 議案第 1 7 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第17号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2年度（仮称）えんがる町民センター建設工事（舞台設備）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は3億3,880万円であります。

契約の相手方は、遠軽・北明特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会社代表取締役、金谷正一、構成員、遠軽町丸瀬布東町247番地9、北明電業株式会社代表取締役、柴田英男であります。

この工事につきましては、6月7日、エスケー・横井特定建設工事共同企業体ほか3者により指名競争入札を行い、遠軽・北明特定建設工事共同企業体が3億3,880万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表24番に記載をしておりますので、御参照願います。

遠軽・北明特定建設工事共同企業体とは同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、令和3年3月10日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第17号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第18号

○議長（前田篤秀君） 日程第25 議案第18号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

《令和元年6月18日》

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第18号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2年度防災行政無線移動系設備デジタル化整備工事であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は2億7,863万円であります。

契約の相手方は、工藤・北海・遠軽特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町西町2丁目10番地31、株式会社工藤電機代表取締役、工藤英高、構成員、遠軽町岩見通北1丁目1番地2、北海電建株式会社代表取締役、福家貢、構成員、遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会社代表取締役、金谷正一であります。

この工事につきましては、6月7日、工藤・北海・遠軽特定建設工事共同企業体ほか1者により指名競争入札を行い、工藤・北海・遠軽特定建設工事共同企業体が2億7,863万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表25番に記載をしておりますので、御参照願います。

工藤・北海・遠軽特定建設工事共同企業体とは同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、令和3年3月10日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第18号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため1時まで、暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第26 議案第19号

○議長（前田篤秀君） 日程第26 議案第19号財産の取得についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第19号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、除雪グレーダ1台であります。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は5,335万円であります。

取得の相手方は、遠軽町豊里518番地3、株式会社中野モータース遠軽代表取締役、中野健三であります。

この財産の取得につきましては、6月7日、共栄自動車工業株式会社ほか7者により指名競争入札を行い、株式会社中野モータース遠軽が5,335万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表1番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、株式会社中野モータース遠軽とは同日仮契約を締結しております。

納期につきましては、令和2年3月10日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第19号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第20号

○議長（前田篤秀君） 日程第27 議案第20号財産の取得についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第20号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、道の駅遠軽森のオホーツク備品一式であります。

《令和元年6月18日》

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、フードコートレジシステム一式、フードコートレジシステム用サーバー及び周辺機器一式、フードコートレジシステム用ソフトウェア一式、業務用呼び出しベル一式、売店レジシステム一式、売店レジシステム用サーバー及び周辺機器一式、売店レジシステム用ソフトウェア一式、パソコン2台、プリンタ2台、現金処理機3台であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は随意契約でありまして、取得価格は2,148万3,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町岩見通南2丁目1番地1、イト電商事株式会社代表取締役、伊藤太一であります。

この財産の取得につきましては、6月7日、イト電商事株式会社ほか6者により指名競争入札を行い、再度の入札におきましても落札者がなかったため、最低入札者であるイト電商事株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の事由による随意契約を行い、2,148万3,000円で決定をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表2番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、イト電商事株式会社とは同日仮契約を締結しております。

納期につきましては、11月29日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第20号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第21号

○議長（前田篤秀君） 日程第28 議案第21号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第21号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

《令和元年6月18日》

取得する財産は、道の駅遠軽森のオホーツク備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、テーブル49台、椅子127脚、ごみ箱32個、ロッカー7台、机7台、書庫5台、シュレッダー1台、金庫1台、食器棚1台、ホワイトボード1台、棚11台、車椅子2台、パンフレットスタンド2台、冷凍庫1台、冷蔵庫1台、冷凍ショーケース2台、冷蔵ショーケース1台、案内板一式、その他1階用備品一式であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は1,343万1,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町岩見通南2丁目1番地1、イト電商事株式会社代表取締役、伊藤太一であります。

この財産の取得につきましては、6月7日、イト電商事株式会社他9者により指名競争入札を行い、イト電商事株式会社が1,343万1,000円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表3番に記載しておりますので、御参照願います。

なお、イト電商事株式会社とは同日仮契約を締結しております。

納期につきましては、11月29日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 発注状況の中の予定価格を表示してないわけは何かございますか。前項の第20号号とともにともども予定価格を表示しないわけを教えてくださいと思います。

○情報管財課長（古賀伸次君） お答えいたします。

工事などにつきましては、公表要領に基づき、広く予定価格を公表しているものであります。予定価格の事前公表は、競争入札及び契約手続の透明性及び公平性を高め、特に不正な関与の防止を図ることを目的に行っております。

財産の取得又は処分に係る入札等状況につきましては、そのような公表要領に基づく予定価格の公表をしておりませんので、今回の財産の取得につきましても記載をしていないということであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第21号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第22号

○議長(前田篤秀君) 日程第29 議案第22号財産の取得についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長(古賀伸次君) 議案第22号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、道の駅遠軽森のオホーツク備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、テーブル45台、椅子159脚、ごみ箱20個、机5台、書庫2台、食器棚1台、ホワイトボード3台、冷蔵庫2台、ロッカー25台、ショーケース1台、パンフレットスタンド1台、案内板一式、掃除用具一式、その他2階用備品一式であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は1,691万8,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町丸瀬布中町14番地、株式会社イチマル代表取締役、谷口寿康であります。

この財産の取得につきましては、6月7日、イト電商事株式会社ほか9者により指名競争入札を行い、株式会社イチマルが1,691万8,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況一覧表4番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、株式会社イチマルとは同日仮契約を締結しております。

納期につきましては、11月29日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第22号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり、可決されました。

◎日程第 30 議案第 23 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 30 議案第 23 号財産の取得についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第 23 号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、道の駅遠軽森のオホーツク備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、保温器 5 台、急速冷却器 1 台、真空包装機 1 台、殺菌庫 1 台、ラック 13 台、冷凍冷蔵庫 1 台、移動台 1 台、冷蔵ショーケース 1 台、オーブンレンジ 1 台、冷水器 2 台、貯米庫 1 台、過冷却冷蔵庫 1 台、ホットショーケース 3 台、調理器 2 台、洗濯機 1 台、その他フードコート用備品一式であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は 808 万 5,000 円でありませ

ず。
取得の相手方は、遠軽町大通北 10 丁目 2 番地 23、株式会社キグレ管材代表取締役、朝長賢一であります。

この財産の取得につきましては、6 月 7 日、イト商事株式会社ほか 8 者により指名競争入札を行い、株式会社キグレ管材が 808 万 5,000 円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表 5 番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、株式会社キグレ管材とは同日仮契約を締結しております。

納期につきましては、11 月 29 日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 23 号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり、可決されました。

◎日程第 3 1 議案第 2 4 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 3 1 議案第 2 4 号令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第 2 4 号令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 8 1 4 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 7 0 億 8, 4 8 8 万 9, 0 0 0 円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

1 5 款国庫支出金につきましては、2 項国庫補助金に 1 億 2, 2 5 7 万 5, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 2 億 8, 9 1 2 万 3, 0 0 0 円とするものです。

1 6 款道支出金につきましては、2 項道補助金に 8, 0 4 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、総額を 6 億 8, 9 4 1 万 6, 0 0 0 円とするものです。

1 8 款寄附金につきましては、1 項寄附金に 1 1 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 1 4 万 6, 0 0 0 円とするものです。

1 9 款繰入金につきましては、1 項基金繰入金に 3 5 2 万 9, 0 0 0 円を追加し、総額を 8 億 8, 0 5 2 万 1, 0 0 0 円とするものです。

2 0 款繰越金につきましては、1 項繰越金に 7 4 7 万 8, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 億 7 4 7 万 8, 0 0 0 円とするものです。

2 1 款諸収入につきましては、5 項雑入に 4 4 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 億 1, 4 5 1 万 4, 0 0 0 円とするものです。

2 2 款町債につきましては、1 項町債に 8, 8 5 0 万円を追加し、総額を 3 7 億 8, 8 6 0 万円とするものです。

これにより、歳入合計 1 6 7 億 7, 6 7 4 万 9, 0 0 0 円に 3 億 8 1 4 万円を追加し、総額を 1 7 0 億 8, 4 8 8 万 9, 0 0 0 円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2 款総務費につきましては、1 項総務管理費に 4, 3 9 4 万 8, 0 0 0 円を追加し、総額

を34億8,367万5,000円とするものです。

3款民生費につきましては、2項児童福祉費に2億4,400万2,000円を追加し、総額を30億1,069万円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に490万1,000円を追加し、総額を14億1,854万4,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に150万円を追加し、総額を4億894万5,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に985万4,000円を追加し、総額を19億6,898万4,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に338万円を追加、3項中学校費に15万5,000円を追加、5項社会教育費に40万円を追加し、総額を11億8,241万9,000円とするものです。

これにより、歳出合計167億7,674万9,000円に、3億814万円を追加し、総額を歳入歳出同額の170億8,488万9,000円とするものです。

次に第2表、継続費補正について説明いたします。

継続費の変更につきましては、2款総務費1項総務管理費、7款商工費1項商工費、遠軽道の駅整備事業の総額及び年割額をそれぞれ記載のとおり変更するものです。

次に、第3表、地方債補正について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

地方債の追加につきましては、認定こども園整備事業7,870万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりです。

地方債の変更につきましては、道の駅整備事業の限度額を13億5,310万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費45万8,000円につきましては、名誉町民顕彰費を計上するものです。

6目企画費、企画一般経費447万2,000円につきましては、地球温暖化対策に資するための事業を展開するCOOL CHOICE in遠軽推進業務委託料を計上するものです。

プレミアム付商品券事業3,339万7,000円につきましては、事業実施に必要な経費として職員手当等95万3,000円、消耗品費19万4,000円、印刷製本費27万7,000円、通信運搬費247万6,000円、総合行政情報システム改修業務委託料178万2,000円、プレミアム付商品券事業補助金2,771万5,000円を計上するものです。

1 1 目電算管理費につきましては、財源の振りかえです。

1 5 目基金運営費、基金運営事業 5 6 2 万 1, 0 0 0 円につきましては、指定寄附金 8 件 2 3 8 万円、ふるさと納税寄附金 3 2 7 件 3 2 4 万 1, 0 0 0 円により、まちづくり振興基金積立金を追加するものです。

3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業 2 億 4, 4 0 0 万 2, 0 0 0 円につきましては、遠軽幼稚園の改築に係る認定こども園等施設整備事業補助金を計上するものです。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費、保健衛生一般経費 1 0 7 万 5, 0 0 0 円につきましては、健康管理システム改修業務委託料を計上するものです。

3 目予防費、予防接種事業 3 8 2 万 6, 0 0 0 円につきましては、全国的な風しんの流行から、風しんの抗体保有率を引き上げるための抗体検査及び予防接種に必要な経費として、印刷製本費 2 1 万 4, 0 0 0 円、手数料 2 0 万 8, 0 0 0 円、予防接種委託料 1 2 3 万 2, 0 0 0 円、風しん抗体検査委託料 2 1 7 万 2, 0 0 0 円を計上するものです。

6 款農林水産業費 1 項農業費 6 目農業施設費、やまびこ管理事業 1 5 0 万円につきましては、やまびこで使用するチップボイラーが故障したため修繕料を追加するものです。

7 款商工費 1 項商工費 4 目観光施設費につきましては、道の駅遠軽森のオホーツク足湯施設整備について、平成 3 0 年度で国の交付金対象事業として補正し、繰越明許としたことから、当初予算計上の道の駅遠軽森のオホーツク足湯施設実施設計業務委託料 1 2 0 万円及び同足湯施設整備工事 4, 8 8 0 万円をそれぞれ減額するものです。

遠軽道の駅建設工事は、継続費で実施する建築主体工事及び電気整備工事に係る経費について、3, 8 8 5 万 4, 0 0 0 円を追加するものです。

ロックバレースキー場送水管布設工事は、スキー場の早期オープンを図り、人工降雪機用の水量を保管するため、ロックバレースキー場送水管布設工事 2, 1 0 0 万円を計上するものです。

1 0 款教育費 1 項教育総務費 3 目教育振興費、特別支援教育支援員配置事業 3 8 万円につきましては、支援員の通勤費相当分の費用弁償の追加、奨学資金貸付事業 3 0 0 万円につきましては、指定寄附により奨学資金貸付基金繰出金を計上するものです。

3 項中学校費 1 目学校管理費、中学校管理一般経費 1 5 万 5, 0 0 0 円につきましては、嘱託公務補の配置に係る通勤費相当分の費用弁償の追加です。

5 項社会教育費 4 目社会教育施設費、基幹集落センター管理運営事業 4 0 万円につきましては、施設壁部分のガラスブックが破損したことから修繕料を追加するものです。

次に、歳入について説明いたします。

8 ページをお開き願います。

1 5 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 3, 5 7 8 万 8, 0 0 0 円につきましては、プレミアム付商品券事務費補助金 1, 0 8 9 万 7, 0 0 0 円、プレミアム付商品券事業費補助金 2, 2 5 0 万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2 3 9 万 1,

000円の追加です。

2目民生費国庫補助金8,479万5,000円につきましては、認定こども園等施設整備事業補助に係る保育所等整備交付金の追加です。

3目衛生費国庫補助金199万2,000円につきましては、風しん抗体検査に係る疾病予防対策事業費等補助金140万6,000円及び健康管理システムの改修にかかる母子保健医療対策等総合支援事業補助金58万6,000円の追加です。

16款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金8,044万3,000円につきましては、認定こども園等施設整備事業補助に係る認定こども園施設整備交付金の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金15万円につきましては、社会福祉振興資金として2件10万円、教育振興資金として1件5万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金99万3,000円につきましては、63件のふるさと納税寄附金をいただいたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、352万9,000円の追加です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金747万8,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

21款諸収入5項雑入6目雑入447万2,000円につきましては、COOL CH OICE in 遠軽推進事業に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の追加です。

22款町債1項町債4目商工債980万円につきましては、遠軽道の駅建設工事に係る道の駅整備事業債の追加です。

9目民生債7,870万円につきましては、認定こども園等施設整備事業補助に係る認定こども園整備事業債の追加です。

補正予算の主要な工事の概要につきましては、補正予算に関する資料により担当から説明いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） 令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）に関する資料をごらんください。

ロックバレースキー場送水管布設工事の位置図でありまして、工事概要につきましては右下凡例のとおり、高密度ポリエチレン管口径100ミリメートル、延長350メートルでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第24号の質疑を行います。

質疑は第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページから11ページ。

《令和元年6月18日》

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、3款民生費、12ページから13ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、4款衛生費、14ページから15ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、6款農林水産業費、16ページから17ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、7款商工費、18ページから19ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、10款教育費、20ページから25ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。
15款国庫支出金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、16款道支出金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、18款寄附金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、19款繰入金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、20款繰越金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、21款諸収入、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、22款町債、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、第2表、継続費補正、3ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、第3表、地方債補正、4ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) これをもって、議案第24号の質疑を終わります。
これより、議案第24号令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。
- 本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後1時28分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田 篤 秀

署 名 議 員 山 谷 敬 二

署 名 議 員 佐 藤 亨